

被害者保護 増進補助金

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金
先進安全自動車の整備環境の確保事業



申請の手引き



令和7年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

※令和7年(2025年) 11月25日策定

はじめに

事業の概要について

P 2

本補助金事業の目的および事務局について説明です。

補助金 について

補助対象事業者、補助対象経費について

P 3

補助対象となる事業者および補助対象となる経費の説明です。

補助金額、補助金の留意事項

P 4

補助対象経費に対する補助率及び上限金額と、その他注意事項です。

補助金の申請 について

申請受付期間、補助金受領の流れ

P 5

本補助金の実施期間、補助金を申請する場合のフローです。

交付規程、公募要領等について

P 6

申請の前に必読いただく書類についての説明です。

申請時の提出書類一覧

P 7

申請のために必要な書類を一覧でご確認ください。

必要書類 について

経費使用明細書の書き方

P 8 ~ P 11

経費仕様明細書についての説明と、具体的な記載方法です。

認証書および代替書類について

P 12

認証書と、他に提出いただく書類についての切り分けです。

本人確認書類のマスキング対応

P 13

本人確認書類を提出する場合の対応です。

振込先情報書類の提出の仕方

P 14

通帳など精算払請求時に提出する書類の提出方法です。

申請方法 について

優先採択、申請システムについて

P 15

優先採択時に必要な書類と、申請システムについての注意事項です。

お問い合わせ先

P 16

補助金の申請についてご不明点がありましたらお気軽にご連絡ください。

令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金

「令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省により採択され、同省の監督のもとTOPPAN株式会社が事務局を運営しています。

本補助金は、自動車整備事業者や新たに認証を受けようとする者による**先進安全自動車の整備環境の確保事業**の実施に要する経費の一部を補助し、先進安全自動車の整備の促進、整備機会の拡大をすることにより、自動車事故の発生防止を図ることと、被害者の保護を増進することを目的としています。

そのため、**スキャンツールの導入に必要な経費（設備費）**や、**スキャンツール利活用のための研修費用**に必要な経費の一部を補助し、整備環境の確保をすることにより、先進安全自動車の性能を維持することを目指しています。



先進安全自動車の整備の促進と整備機会の拡大のため、スキャンツールの導入及びその利活用のための研修の経費を補助し、先進安全自動車の整備環境を確保する事業。

先進安全自動車の整備環境の確保事業に対する支援（スキャンツール）



※本資料は本事業の理解促進のためのものです。

事業実施においては必ず指定の参照書類(交付規程・公募要領等)を確認の上、実施ください。



補助対象事業者



自動車整備事業者

- ▶ 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者（**認証工場**）であること。
- ▶ 自動車分解整備事業者であって、電子制御装置の認証を申請するもの（既に申請している者を含む）
- ▶ 自社が保有する自動車関連施設※において、自動車整備士（三級自動車整備士及び自動車タイヤ整備士は除く）が配置されており自動車整備業を行う者であって、電子制御装置を含む特定整備事業の認証を申請する者。

※専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設

■ 補助対象となる経費は以下の通りです。



-1- スキャンツールの導入に必要な経費

-2- スキャンツール利活用のための研修費用

- ▶ 国土交通省が認定している、「補助対象機器一覧」、「補助対象研修一覧」に記載のある機器、研修に限ります。
- ▶ スキャンツールの構成部品である①通信インターフェース、②情報端末、③故障診断用のソフトウェアのいずれかを既に保有している場合、追加購入経費のみを計上して申請をすることができますが、**スキャンツールを使用するため以外に利用されるものは補助対象外**となります。
- ▶ ②情報端末はWindows11インストールされていないものは補助対象外となります。申請時には、**Windows11がインストールされていることが分かる画面の写真**を必ず添付してください。



▶ **補助率**：消費税を除く本体価格の **1/3**

(100円未満の値は切り捨てとなります)

▶ 1事業場当たりの**限度額**：**16 万円**

(設備費：**15 万円**、研修費：**1 万円**)

■申請時は以下の点に留意してください。



補助対象外となる事業者

- ▶ 国土交通省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者は補助金の申請をすることはできません。



重複申請の禁止

- ▶ 本補助事業と補助対象が重複する他の補助金（**被害者保護増進等事業費補助金を含む**）で機器・研修の補助金交付を受けている場合、同一の機器・研修※を本補助事業で重複して補助金の申請をすることはできません。

※申請主体は事業場となるため、過年度事業等にて交付を受けた同一の機器・研修において、事業場が異なる場合、本補助事業で申請することが可能となります。



財産処分の制限期間

- ▶ 本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、以下に示す期間の間は、承認を受けずに本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保に供してはなりません。
- ▶ 制限期間：**5 年**

※取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品等



申請の受付期間にご注意ください。

令和7年

令和8年

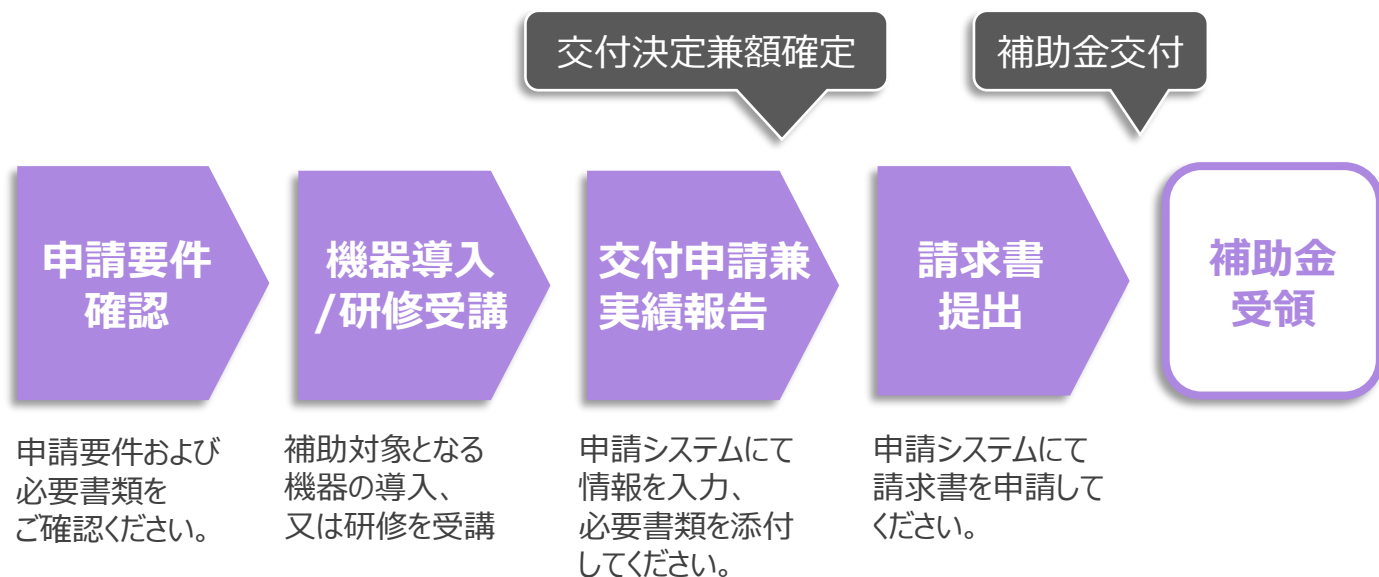
11月25日(月) 10:00～**1月30**日(金) 17:00

- ▶ 本補助事業の対象は、令和**7年4月1日以降**に実施（購入）されたスキャンツール事業に限ります。

※ 審査は先着順に行います。

※ 予算がなくなり次第補助事業を終了します。
受付状況は、本補助金ホームページで公表いたします。

■ 補助金受領までの流れは以下の通りです。



※本補助金は1度の申請にて交付申請と実績報告を同時に行っていただきます。



申請にあたり、以下の資料を参照してください。

■ 交付規程

- 令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部) 交付規程 令和 7 年11月18日 国自整第158号

本補助金の交付における対象者の要件、対象経費の範囲、申請・審査・決定の
手続き、実績報告、支払方法、返還や不正の措置などの根拠を規定しています。
交付規程、様式、別表の3つのファイルにて構成されています。
交付する際のルールや手続きを定めた文書ですので、必ずご一読ください。

■ 公募要領

- 令和 7 年度被害者保護増進等事業費補助金
(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部) 公募要領 制定:令和 7 年11月25日

本補助金の申請者へ向けた、対象事業・経費、補助金額・補助率、申請方法と
提出書類の内容、事業実施の要件などの詳細が記載されています。
各支援策ごとに補助金を申請するためのルールと方法を具体的に記載しています
ので、申請をする際には必ずご一読ください。

■ 補助対象機器一覧 / 補助対象研修一覧 ※随時更新

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている機器や研修の一覧が
記載されています。
補助対象機器一覧に掲載のない機器および研修は補助対象外となりますので、
必ず最新の一覧で申請する経費が補助対象であることをご確認ください。

No	型式	型式試験番号	JIS規格		JIS規格		対応する規格 (通信プロトコル等)	一体型・分離型	表示部とVCIの接続	その他の特記事項
			ドライブレコーダー	カメラ搭載型	ドライブレコーダー	カメラ搭載型				
1	MST-nano	JASEA-KS-1	1.06	1.82.5			ISO9141	分離型	有線のみ	No.24(JASEA-KS-24)に同型式の記載有

コード		メーカー名	製品名	型式	写真	整備用との兼用	PC等
(S-	1-	01	...	T-NANO		兼用	別途要
(S-	1-	02	...	T-NANO		兼用	別途要
(S-	1-	03	...	MST-NANO		兼用	セット販売

各ページの左端に記載されている「KS」から始まるコード番号が、申請の際に必要なになりますので必ずご確認ください。



必要な資料をご確認ください。

No	必要書類	対象者	提出時
①	経費使用明細書エクセルファイル ※交付規程第1号様式（その2の1、その2の2）	全事業者	交付申請兼 実績報告
②	認証書 ※自動車特定（分解）整備事業者を証する書面	全事業者	交付申請兼 実績報告
③	自動車整備士である証明 ※整備士手帳、自動車整備士技能検定合格証の写し	②認証書を提出できない法人 及び個人	交付申請兼 実績報告
④	現在事項全部証明書の写し ※発行後3か月以内であることが確認できるもの	②認証書を提出できない法人	交付申請兼 実績報告
⑤	住民票の写し ※発行後3か月以内のもの または 自動車運転免許証の写し	②認証書を提出できない個人	交付申請兼 実績報告
⑥	直近の給与明細や名刺等 ※整備士が事業場に所属することが確認できるもの	法人で④に記載のない者、個人で 申請者以外の者の③ 自動車整備 士である証明を提出する場合のみ	交付申請兼 実績報告
⑦	補助対象経費に係る請求書の写し ※令和7年4月1日以降に購入したもの	スキャンツールを申請する場合	交付申請兼 実績報告
⑧	補助対象経費に係る領収書の写し	スキャンツールを申請する場合	交付申請兼 実績報告
⑨	補助対象機器の写真 ※情報端末はWindows11の搭載が確認できるもの、 メーカー名や型番等がわかる状態のもの	スキャンツールを申請する場合	交付申請兼 実績報告
⑩	研修受講証明書等	研修を申請する場合	交付申請兼 実績報告
⑪	研修受講費の支払を証する書類 （領収書等）の写し	研修を申請する場合	交付申請兼 実績報告
⑫	振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店 名、預金種目、口座番号）がわかる書類※1	全申請者	請求申請時

※1 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能



作成いただく書類についてご確認ください。

■ 経費使用明細書エクセルファイル（スキャンツール/研修）

- 交付規程第1号様式（その2の1、その2の2）

- ▶ 領収書等の提出書類の記載内容を基に、申請いただく機器の情報や価格を入力し、それに基づいて**補助事業に要する経費を算出したうえで、補助金交付申請額を計算するためのファイル**です。
- ▶ 本補助金における交付申請は、経費使用明細書エクセルファイルの提出と、申請システムへの情報の入力と双方をもって、交付規程に定められる第1号様式（その2の1、その2の2）の内容を網羅します。
Excelファイルの提出ができない場合、補助金を申請することはできません。
また、異なる形式で作成された経費使用明細書での申請をすることはできません。**必ず指定のファイルを使用して作成してください。**
- ▶ 必要な経費使用明細書のファイルは補助対象事業ごとに異なります。また、「先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援」でも、スキャンツール、研修でそれぞれ異なります。必ず**申請する補助対象経費に対して正しい経費使用明細書のファイルで作成していることを確認してください。**
- ▶ 補助金ホームページの「先進安全自動車の整備環境の確保に対する支援」のページから、**申請する補助対象経費ごとにファイルをダウンロードして作成してください。**（補助対象機器/研修一覧の更新に合わせて経費使用明細書を更新しているため、ホームページに公開されている最新のものをご使用ください）



作成いただく書類についてご確認ください。

■ 経費使用明細書エクセルファイル（スキャンツール）

- 入力シート（Excel 1 シート目）注意事項

入力シート

Ver.1.0

下記の1～2の文章にしたがって、各項目に情報を入力してください。
※の箇所は必須項目です。入力漏れがないよう注意してください。

—のような灰色のセルは入力不要です。

—のような緑色のセルは自動表示の為、入力不要です。

1. 申請する事業場数を選択してください。

※ 事業場数

3

プルダウンで選択してください。

2-1. 申請する事業場の情報を入力してください。

■ 事業場1の事業場情報

※ 事業場名

〇

※ 郵便番号

11

※ 都道府県

東京

※ 市区町村

台東区

※ 町名地番

台東区 台東 1-1-1

建物名称

〇〇ビル

2-2. 設置する補助対象機器の情報を入力してください。

※1台のみ申請する場合は、2台目、3台目の入力は不要です。

■ 事業場1

・申請する機器を補助対象機器一覧の左側にある「コード番号」・メーカー名、名称・型式が自動表示されます。

・スキャンツール以外を購入した場合、「コード番号」を選択し、A: 通信インターフェース B: 情報端末(タブレット等) C: その他を選択してください。

	コード番号	スキャンツール以外の場合	メーカー
※ 1台目	KS-1-01		株式会社バンザイ
2台目	KS-1-02	A+B+C	株式会社バンザイ
3台目	KS-1-03		株式会社バンザイ

MST-nano VCI 整備ソフト付 OBD検査:MST-NANO-SOFT-OB

MST-nano VCI 整備ソフト付 OBD検査:セット:MST-NANO-SOFT-OB-R

2-3. 補助事業に要する経費を入力してください。

・請求書に補助対象機器が記載されている場合、請求書にプリンタ・スキャンツールの経費は含まれていない。

・「含まれている」を選択した場合、請求書にプリンタ・スキャンツールの経費は含まれていない。

※「含まれていない」を選択した場合、請求書にプリンタ・スキャンツールの経費は含まれていない。

※内訳の各項目に金額(税抜)を入力すると、事業場1の申請金額が自動で計算されます。
※灰色のセルに入力したものは、合計額に反映されません。

	請求書に補助対象外の経費が含まれているか	補助事業に要する経費	スキャンツールの価格	情報端末等価格	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
※ 1台目	含まれている	¥1,000,000	¥300,000		¥1,500,000	¥800,000	1/3以内	¥150,000
2台目	含まれていない			¥100,000				
3台目	含まれていない							

金額は全て税抜きで入力してください。

事業場2以降はこちらで入力してください。

赤字でエラーメッセージが表示されている場合、入力内容の修正をしてください。
エラーメッセージが表示されたままのファイルを添付して申請することはできません。

申請をする事業場が複数の場合、「入力シート（2事業場以降）」にも情報を入力する必要があります。

申請をする事業場が複数の場合、1シート目に入力いただくのは1つ目の事業場で購入した機器の情報のみです。

※申請する機器の組み合わせごとの詳細の入力の方法については次のページをご確認ください。

NG

OK
OK
OK
OK
OK

OK
OK
OK

OK
OK
OK

9



作成いただく書類についてご確認ください。

■ 経費使用明細書エクセルファイル（スキャンツール）

- 入力シート（Excel 1シート目）入力方法-1

▶ 対象機器一覧の対象機器のみを申請する場合

【2-2. 設置する補助対象機器の情報】

「コード番号」：補助対象機器一覧に記載されているKSから始まる番号を選択

「スキャンツール以外の場合」：選択不要

コード番号	スキャンツール 以外の場合	メーカー名	名称・型式
KS-1-01		株式会社バンザイ	MST-nano VCI 整備/外付 OBD検査: MST-NANO-SOFT-OBD

【2-3. 補助事業に要する経費】

「スキャンツールの価格」：対象スキャンツール製品の価格を入力

「情報端末等価格」：入力不要

請求書に補助対象外の経費が 含まれているか	補助事業に 要する経費	スキャンツール の価格	情報端末等 価格	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助率
含まれていない		¥1,000,000		¥1,000,000	¥1,000,000	1/3以内

▶ 構成部品（AやBやC）のみを申請する場合

【2-2. 設置する補助対象機器の情報】

「コード番号」：補助対象機器一覧に記載されているKSから始まる番号を選択

「スキャンツール以外の場合」：申請する構成部品（A,B,C）を選択

A：通信インターフェース B：情報端末（タブレット等） C：ソフトウェア

コード番号	スキャンツール 以外の場合	メーカー名	名称・型式
KS-1-13	B単体	株式会社バンザイ	MST-シリーズ向けWindows11タブレット:MST-NANO

【2-3. 補助事業に要する経費】

「スキャンツールの価格」：入力不要

「情報端末等価格」 構成品の価格（複数ある場合は合計）を入力

請求書に補助対象外の経費が 含まれているか	補助事業に 要する経費	スキャンツール の価格	情報端末等 価格	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助率
含まれていない			¥100,000	¥100,000	¥100,000	1/3以内

請求書等に補助対象外の経費が含まれなければ
「補助事業に要する経費」の入力は不要です。



作成いただく書類についてご確認ください。

■ 経費使用明細書エクセルファイル（スキャンツール）

- 入力シート ※Excel 1シート目 入力方法-2

▶ 対象機器一覧の対象機器とその構成品（AやBやC）を申請する場合

【2-2. 設置する補助対象機器の情報】

「コード番号」：補助対象機器一覧に記載されているKSから始まる番号を選択

「スキャンツール以外の場合」：選択不要

コード番号	スキャンツール 以外の場合	メーカー名	名称・型式
KS-33-18		株式会社バンザイ	MST-nano2 VCI 整備ソフト無しゲージレードル2:MST-NANO2-TAB2-RC MST-nano2

【2-3. 補助事業に要する経費】

「スキャンツールの価格」：スキャンツール製品の価格（セット製品の場合はセット価格）

「情報端末等価格」：構成品の価格（複数ある場合は合計）を入力

請求書に補助対象外の経費が 含まれているか	補助事業に 要する経費	スキャンツール の価格	情報端末等 価格	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助率
含まれている	¥500,000	¥300,000	¥100,000	¥500,000	¥400,000	1/3以内

請求書等に補助対象外の経費が含まれている場合、
「補助事業に要する経費」として請求書に記載の総額を入力してください。

■ 経費使用明細書エクセルファイル（スキャンツール）

- 入力シート（2事業場以降） ※Excel 2シート目 入力方法

▶ 申請をする事業場が複数の場合「入力シート（2事業場以降）」にも
情報を入力する必要があります。

入力シート(2事業場以降)

【注意】2事業場以上申請する場合は、このシートに事業場と機器の情報を入力してください。

2-1 事業場の情報を入力する▼(ジャンプします)

2-2 補助対象機器の情報を登録する▼(ジャンプします)

2-3 補助対象機器の価格を入力する▼(ジャンプします)

1シート目で入力した「申請する事業場の数」の分、事業場情報の入力が必要です。

事業場 1 のみ、1シート目で入力した情報がそのまま反映されます。

事業場	都道府県	市区町村	町名地番	建物名称
事業場1	東京都	台東区	台東〇-〇-〇	〇〇ビル3F
事業場2	東京都	台東区	台東△-△-△	△△ビル9F
事業場3	東京都	台東区	台東ロ-ロ-ロ	ロロビル9F
事業場4				
事業場5				



ご用意いただく書類についてご確認ください。

■自動車特定（分解）整備事業者を証する書面（認証書）

- ▶ 運輸局より、道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車特定整備事業者（認証工場）が補助対象事業者です。
- ▶ 認証書が提出できない場合は、以下の順で代替書類を提出してください。

・1級または2級 自動車整備士である証明 （整備手帳）



合わせていずれかを提出

■法人の場合

・現在事項全部証明書の写し

※ 発行後3か月以内であることが
確認できる書類

■個人事業者の場合

・住民票の写し または

※ 発行後3か月以内であることが
確認できる書類

・自動車運転免許証の写し



法人の場合：現在事項全部証明書に記載のない者
個人事業主の場合：申請者以外の者

・整備士の直近の給与明細や名刺等

※ 対象の自動車整備士が申請する事業場に配置されていることが
確認できる書類

九運技整第999号

認 証 書

株式会社サンプル整備工場
代表取締役 サンプル 太郎 殿

道路運送車両法第78条第1項の規定に基づき、申請のあった自動車特定整備事業の認証については、同法第80条第1項の基準に適合しているのので下記の通り認証する。

記

- 事業場の名称
株式会社サンプル整備工場
- 事業場の所在地
福岡県福岡市中央区中央町1丁目111番地11号
- 自動車特定整備事業の種類
普通 自動車特定整備事業
小型 自動車特定整備事業
- 対象とする自動車の種類
普通自動車（中型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
普通自動車（小型）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
普通自動車（乗用）（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
大型特殊自動車
小型四輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
小型二輪自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
軽自動車（分解整備、電子制御装置整備（自動運行装置を除く）に限る）
- 業務範囲の限定
なし

認証番号 第9-9999号
令和5年3月31日

〇〇運輸局長 運輸 花子

〇〇運輸局



ご用意いただく書類についてご確認ください。

■ 振込先の必要事項がわかる書類（請求申請時）

・振込先の口座名義人(カ)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類

- ▶ 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます。

㊦ 預金通帳を添付する場合

㊦ 電子通帳を添付する場合

預金通帳

123456789 ○○○○ 様

通帳のオモテ面

○○銀行

+

普通預金

おなまえ ○○○○ サマ

○○銀行
○○支店 (印)

通帳を開いた1、2ページ目

口座番号 ○○○○年 ○月 ○日

○○○○ 様

口座種別 ●●●●
店番号 ●●●●
支店名 ●●●●

口座のご名義はカタカナで表示しています。

電子通帳画面コピー
※ 1枚のみでOK



優先採択を希望される場合はご確認ください。

■ 優先採択に必要な書類

・一級整備士が在籍している証明書類

- ▶ 申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合、優先的な採択を希望する事業者はご提出ください。



申請は「申請システム」から行っていただきます。

- ▶ 補助金ホームページの「申請はこちら」のボタンから「新規登録」へ進んで利用者登録を行い、申請をしてください。
- ※ 利用者登録の完了後、2回目以降に申請システムへ入る際は、一番右側の「マイページへログイン」のボタンからログインページへ進んでください。



※ 紙媒体での郵送は受け付けておりません。

※ PCからの申請を推奨しており、スマートフォンやタブレット等の他のデバイスからの申請は動作保証外のため、途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

※ パスワードの設定メールが届かない場合は迷惑メールにあるか、受信拒否となっていないかご確認ください

※ 申請システムの詳細は補助金HPから**システム利用手順書**をご確認ください。

お問い合わせ先

令和7年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局



03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。（通話料がかかります）

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経ってからおかけ直してください。

ホームページによくある質問をご用意しておりますので、
事前にご確認いただきますようお願いいたします

2025年11月25日 -

新規作成